



建築主・設計者・工事施工者等の皆さまへ！

～風致保全課からのお知らせ～

風致地区において許可を受けた行為が完了したときは、京都市に**完了届**を提出していただく必要があります。

完了届とは？

京都市風致地区条例に基づく許可を受けた行為が完了した際に、速やかにその旨を記載した書面を提出していただくものです。

この届出は、都市の自然的景観を維持し、緑豊かな生活環境の形成を図ることにより、伝統ある京都をこれからも自然美を豊かに取り入れたまちとして発展させるため、大変重要な手続の一つです。

完了届を提出していただくと、当課職員が許可内容と行為内容が相違ないことについて検査を行い、それを証する書類として**<完了承認書>**を発行しています。

届出対象者は？

風致地区内で実施する行為について、条例に基づく許可を受けられた方

※風致保全課が所管するその他の法令等に基づき許可や認定を受けた場合も、同様に完了届の提出が必要です。

※許可や認定を受けた行為内容を変更する場合や、行為を中止する場合も、法令等に基づく手続きが必要となることがあります。

詳しくは風致保全課までお問い合わせください。

完了届の様式は、風致保全課のホームページに掲載しています。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

京都市都市計画局都市景観部風致保全課 風致第一係 風致第二係

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3475 Fax：075-213-0461

ホームページ：<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-3-0-0.html>

